

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 17

許認可等の内容		温泉の利用の許可
根拠法令及び条項		温泉法第15条第1項
審査基準	関係条項	温泉法第15条第2項、第3項、第4項
	基準 (未設定の場合は その理由)	・公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準 ・神奈川県温泉飲用利用基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (令和6年10月 1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 12日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)